

平成 1 1 年 2 月 1 6 日

東京都港区
東芝イーエムアイ株式会社
代表取締役 殿

愛知県江南市

サン電子株式会社
代表取締役

著作権、商標、特許侵害について

前略、貴社から G A M に開発委託をされて「お気楽ゲームシリーズ」実践ハ。チンココンストラクション一釘師になろう！！」と呼ばれる商品を発売されると聞き及んでおります。

ところから、当社から G A M に開発委託業務契約（平成 9 年 9 月 1 8 日締結）に基づく商品「必殺ハ。チンココンストラクション」と御社の商品から酷似しております。また商品のアイディア、ノウハウは当社から G A M に提供をしており、契約項目にも商品に関する全ての著作権、知的財産権は当社に属するものと定められております。なお、本商品

に関する基本的コンセプトは特許出願されており、「ハチンココンストラクション」についても商標登録しております。

従って、貴社が右商品の販売を行うと、著作権並びに知的所有権侵害に当たると思われます。または右商品の商品名を変更せしに販売した場合は加えて類似商標の使用となります。その為、即刻商品発売の停止並びに右商品の発売に至るまでの経緯説明をこ回答下さい。

当然、貴社は当社とG A Mとの契約を存しなかつたと推察し、穏便に問題の解決を図りたいと考えており、貴社に損害を与える

のは本意ではありませんので、至急御回答下さい。御回答いたさない場合には法的措置を執ることになるので、こ承知下さい。

以上